

○北海道警察監察規程の運用について

令和7年3月11日

道本監第4280号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛を
監察業務については、北海道警察監察規程（平成14年警察本部訓令第8号）及び「北海道警察監察規程の運用について」（令2. 3. 13道本監第4312号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、旧通達の有効期間満了に伴い、令和7年4月1日から、引き続き、次のとおり実施することとしたので、周知徹底されたい。
なお、旧通達は、廃止する。

記

解釈及び運用方針

(1) 監察を執行する者（第2条関係）

ア 「指名する職員」は、次に掲げる者とする。

- (ア) 当該監察の対象となった業務に関する指導を担当する部の部長及び参事官並びに課長等の所属長級の職員
- (イ) 札幌市警察部長兼警務部参事官
- (ウ) 警視の階級にある警察本部監察官室調査官

イ 監察の実施に当たっては、当該監察の対象となった業務に関する指導を担当する所属の職員に監察の補助を行わせることができるものとする。

(2) 監察実施計画（第4条関係）

監察実施計画は、定期監察及び随時監察について、別記第1号様式により作成するものとする。

(3) 監察実施状況の報告（第7条関係）

方面本部長及び監察官等が警察本部長に監察実施状況を報告するときは、総括表（別記第2号様式）及び実施項目ごとの報告書（別記第3号様式）により行うものとする。

(4) 公安委員会への報告（第8条関係）

ア 「原則として四半期ごとに」とは、四半期ごとに最低1回、監察実施状況を報告することに加え、特に、速やかに報告することが必要なものについては、その都度、報告しなければならないものである。

イ 「監察の実施の状況」とは、監察の実施結果はもとより、監察が継続中であっても、特に報告が必要と認められるときは、その状況も含むものである。

※ 別記様式は省略